

○ 経済産業省告示第百八人号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百四十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当を受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和二年五月十一日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの	三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの
三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの	三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの

貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 「略」

9
(1)
(5) 「略」

(6) 二の表の癡の水銀に関する水俣条約第

三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要し

貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 「略」

9
(1)
(5) 「略」

(6) 二の表の癡の水銀に関する水俣条約第

三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要し

ない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブ
ーダ、アルゼンチン、アルメニア、オース
トリア、バハマ、ベルギー、ベナン、ボリ
ビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、
ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、
中華人民共和国（香港及びマカオを含む。
）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、
コスタリカ、コートジボワール、クロアチ
ア、キューバ、キプロス、チエコ、デンマ
ーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアド
ル、エルサルバドル、赤道ギニア、エスト
ニア、エスワティニ、フィンランド、フラ

ない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブ
ーダ、アルゼンチン、アルメニア、オース
トリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボ
ツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナ
ファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民
共和国（香港及びマカオを含む。）、コロ
ンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリ
カ、コートジボワール、クロアチア、キュ
ーバ、チエコ、デンマーク、ジブチ、ドミ
ニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル
、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ
、フィンランド、フランス、ガボン、ガン

ンス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビ
、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホン
ジュラス、ハンガリー、アイスランド、イ
ンド、インドネシア、イラン、アイルラン
ド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、ク
ウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、
レスト、リヒテンシュタイン、リトアニア
、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、
マルタ、マーシャル、モーリタニア、モー^リ
リシヤス、メキシコ、モナコ、モンゴル、
モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラ
グア、ニジェール、ナイジェリア、ノル
ウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペ

ビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビ
サウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリ
ー、アイスランド、インド、インドネシア
、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨ
ルダン、キリバス、クウェート、ラオス、
ラトビア、レバノン、レスト、リヒテンシ
ユタイン、リトアニア、ルクセンブルク、
マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル
、モーリタニア、モーリシヤス、メキシコ
、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミ
ビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール
、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パ
ナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、

ルー、ポルトガル、大韓民国、モルドバ、
ルーマニア、ルワンダ、セントクリストフ
ア・ネービス、セントルシア、サモア、
サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、
セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シ
ンガポール、スロバキア、スロベニア、南
アフリカ共和国、スリランカ、パレスチナ
、スリナム、スウェーデン、イスス、シリ
ア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、ウガ
ンダ、アラブ首長国連邦、英國、アメリカ
合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム
、ザンビア

大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワン
ダ、セントクリストファー・ネービス、セ
ントルシア、サモア、サントメ・プリンシ
ペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェ
ル、シエラレオネ、シンガポール、スロバ
キア、スロベニア、南アフリカ共和国、ス
リランカ、パレスチナ、スリナム、スウェ
ーデン、イスス、シリア、タイ、トーゴ、
トンガ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国
連邦、英國、アメリカ合衆国、ウルグアイ
、バヌアツ、ベトナム、ザンビア

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、令和二年五月十二日から施行する。ただし、三の9の(6)中「チエコ」を「キプロス、チエコ」に改める改正規定については、令和二年五月二十五日から施行する。